

議員提出議案第 23 号

さいたま市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について  
さいたま市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 24 年 10 月 23 日提出

提出者	さいたま市議会議員	萩原章弘
	同	神崎功
	同	高橋勝頼
	同	細沼武彦
	同	山崎章
賛成者	さいたま市議会議員	新藤信夫
	同	高柳俊哉
	同	小森谷優
	同	土井裕之
	同	加川義光

さいたま市議会会議規則の一部を改正する規則

さいたま市議会会議規則（平成 13 年さいたま市議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次	目次
第 1 章 [略]	第 1 章 [略]
第 1 節～第 8 節 [略]	第 1 節～第 8 節 [略]
<u>第 9 節 公聴会及び参考人（第 77 条の 2 第 77 条の 8）</u>	
第 10 節 [略]	第 9 節 [略]
第 2 章～第 8 章 [略]	第 2 章～第 8 章 [略]
附則	附則

(開票及び投票の効力)

第31条 [略]

2 [略]

3 投票の効力は、立会人の意見を聴いて議長が決定する。

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

第37条 会議に付する事件は、第132条に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聞き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2・3 [略]

## 第9節 公聴会及び参考人

(公聴会開催の手続)

第77条の2 会議において公聴会を開く議決があったときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第77条の3 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第77条の4 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第77条の5 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

(開票及び投票の効力)

第31条 [略]

2 [略]

3 投票の効力は、立会人の意見を聞いて議長が決定する。

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

第37条 会議に付する事件は、第132条に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聞き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2・3 [略]

第77条の6 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第77条の7 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第77条の8 会議において参考人の出席を求める議決があったときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 参考人については、前3条の規定を準用する。

#### 第10節 [略]

(会議録の記載事項等)

第78条 [略]

(所管事務等の調査)

第98条 [略]

2 議会運営委員会が法第109条第3項に規定する調査をしようとするときは、前項の規定を準用する。

(委員外議員の発言)

第109条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

2 [略]

#### 第9節 [略]

(会議録の記載事項等)

第78条 [略]

(所管事務等の調査)

第98条 [略]

2 議会運営委員会が法第109条の2第4項に規定する調査をしようとするときは、前項の規定を準用する。

(委員外議員の発言)

第109条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。

2 [略]

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第98条第2項の改正は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する日から施行する。